「財務諸表の表示に関する論点の整理」に関するコメント

2009 年 9 月 7 日 (社)日本経済団体連合会 経 済 基 盤 本 部

CL11

- 第1部 現行の国際的な基準との差異に関する論点
- 【論点1】 包括利益の表示
 - (1)包括利益を財務諸表に表示することに賛成ですか。
 - (2) 包括利益を表示するとした場合、どの計算書に表示することが適切と考え ますか。

包括利益を表示することに賛成する。論点整理に記載の通り、当期純利益と ともに包括利益を表示することによって貸借対照表との連携を明示することは、 財務諸表の理解可能性と比較可能性を高め、会計基準のコンバージェンスにも 資するものと考えられる。ただし、包括利益の表示は、現行の当期純利益のあ り方を変質させるものであってはならず、当期純利益の重要性や包括利益との 関係などに関して、十分な説明がなされるべきである。

一方、当期純利益の存続やその重要性、1株当たり利益は現行通り当期純利益を用いること、等に鑑みれば、当期純利益と包括利益を明確に区別する2計 算書方式が望ましい。

なお、25 項に実現したその他包括利益の注記に関する記載があるが、現行で も重要性があれば損益計算書に区分掲記されるため不要ではないか、との意見 があった。開示方法などの具体的な検討にあたっては実務面への配慮も是非お 願いしたい。

【論点2】 非継続事業に関連する損益の損益計算書における区分表示

- (3) 損益計算書上で、非継続事業に関連する損益を区分表示することに賛成で すか。
- (4) 非継続事業をどのように定義することが適切と考えますか。
- (5) 当期に新たに非継続事業に該当することとなった事業について、過年度の 損益計算書でも非継続事業として遡及再表示すべきですか。
- 【論点3】 売却目的保有の非流動資産及び処分グループの貸借対照表における区 分表示
 - (6) 売却目的で保有する非流動資産及び処分グループを貸借対照表で区分表示 することに賛成ですか。

非継続事業に関連する損益や売却目的で保有する非流動資産及び処分グルー プを区分表示することは、会計基準のコンバージェンスや情報の有用性の観点 から、十分検討に値すると考える。一方、遡及表示に関して企業が当期に非継 続事業と判断した事実を尊重すべきである、従来から開示していないキャッシ ユ・フロー計算書の開示は実務負荷が大きい、事業セグメント単位に満たない ような区分表示は有用でない、などの意見があった。検討に際しては、そうい った論点につき、実務負荷への配慮も含め慎重な検討をお願いしたい。また、 当該論点についても IASB と FASB との財務諸表表示プロジェクトによる影響が 大きいため、中長期的な検討とすべきとの意見もあり、プロジェクトの動向を 注視しながら検討を進めるべきである。

CL11

【論点4】 損益の段階別表示

(7)損益の段階別表示について短期的に見直しが必要と考える点はありますか。 中長期的に検討すべきものと考える。なお、これまで経常利益や特別損益が 業績報告の中で担ってきた重要な役割も勘案し、それらの項目の取扱いについ ては、当期純利益のあり方とともに慎重に検討すべきである。

【論点5】 損益項目の性質別開示

(8)損益項目の性質別開示について短期的に導入する必要があると考えますか。 中長期的に慎重に検討すべきものと考える。損益項目を性質別に開示することが、財務諸表利用者の将来キャッシュ・フローの予測に役立つと結論づけることは難しいと考える。損益項目の性質別開示に対応するためにはシステム対応をはじめ、相当のコスト・実務負担を伴うため、作成者にとっての負担増を超過するだけの情報有用性があることを明示すべきである。

【論点6】 貸借対照表における流動固定区分と表示科目

(9) 貸借対照表における流動固定区分と表示科目について、短期的に見直しが 必要と考える点はありますか。

中長期的に検討すべきものと考える。なお、現行の正常営業循環基準と1年 基準で問題ないという意見がある。

【論点7】 その他

(10) 【論点7】に記述されている項目の中で、短期的に見直しが必要と考えられる項目はありますか。

特に短期的に見直しが必要と考えられる項目はない。

第2部 IASB と FASB の予備的見解における主な論点(フェーズ B 関連)

【論点A】 財務諸表の表示の目的(一体性の目的・分解の目的・流動性及び財務的 弾力性の目的)

別添『「財務諸表の表示に関する予備的見解」に対するコメント』の「2. 【質問1】一体性目的」を参照。

CL11

【論点B】 事業セクションと財務セクションの区分

【論点D】 各セクションにおける資産及び負債の純額表示

【論点E】 事業セクション及び営業カテゴリーと投資カテゴリーの定義

【論点F】 財務セクション及び財務資産カテゴリーと財務負債カテゴリーの定義 様々なビジネス形態が存在するため、無理にセクション等の区分を行えば、 財務諸表利用者をミスリードさせる懸念がある。

【論点C】 マネジメント・アプローチ

マネジメント・アプローチの採用については、賛成である。様々なビジネス 形態が存在するため、各種分析手法によって日々対応している企業の経営状態 を説明する分類と区分を採用すべきである。比較可能性には留意が必要である が、マネジメント・アプローチによって失われるとされる比較可能性を補うた めの過度の追加開示等については、慎重に検討する必要がある。

【論点G】 収益及び費用項目の分解

第1部【論点5】、別添『「財務諸表の表示に関する予備的見解」に対する コメント』の「6.【質問16】性質別分解」の通り、慎重に検討すべきである。

【論点日】 キャッシュ・フロー計算書の直接法による作成

別添『「財務諸表の表示に関する予備的見解」に対するコメント』の「7. 【質問 19】キャッシュ・フロー計算書の作成における直接法」を参照。

【論点 I】 キャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書との調整表

別添『「財務諸表の表示に関する予備的見解」に対するコメント』の「8. 【質問23】キャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書との調整表」を参照。

なお、当コメントと併せて、別添『「財務諸表の表示に関する予備的見解」に対す るコメント』も参照いただきたい。

以 上

CL11

2009年4月14日

国際会計基準審議会(IASB)御中

(社)日本経済団体連合会 経済第二本部

「財務諸表の表示に関する予備的見解」に対するコメント(案)

我々、日本経団連は、「財務諸表の表示に関する予備的見解」(DP)に対す るコメントの機会を歓迎する。現在、日本政府は IFRS の日本国内での適用に係 る検討を進めており、日本経団連は、日本の財務諸表作成者の立場から検討に あたって重要な立場を担っている。日本経団連は、日本国内における IFRS の適 用に基本的に賛成している。しかし、適用するためには、IFRS の内容が企業経 営者、投資家などにとって受入れ可能であり、実務的にも実現可能であること が必要である。「財務諸表の表示」は、日本において IFRS を適用するための重 要な基準の一つであり、IASB の検討を注視している。

今回、我々は、DPの実行可能性、コスト・ベネフィットの観点から検討を行った。なお、本コメントには、財務諸表の表示に関するフィールドテストに参加した企業の声も反映されており、DPの提案に沿って実際に財務諸表を作成した経験に基づくコメントは、今後の両ボードの議論にとって有用なものであると考える。

主な懸念事項は、以下の通りである。

1. 総論 (General Remarks)

DP では、プロジェクトの目的は「利用者が意思決定を行う場合に役立つよう に、企業の財務諸表で提供される情報の有用性を改善すること」(1.6)である と述べている。利用者にとって「有益」な情報とは、まず、マネジメントにと って有益な情報でなければならない。ディスクロージャー制度が投資家と経営 者の間にある情報格差を緩和することを目的としていることを踏まえると、経 営者が実際に事業管理や意思決定を行う際の情報・判断基準を重視して財務諸 表の表示を行うことが望ましいと考えており、また、そのような情報でなけれ ば利用者への説明責任を果たすことができない。作成者としては、当然、改善 努力を継続しなければならないが、投資家の求める全ての情報を全て監査対象 とし、開示することは不可能である。その意味で、本プロジェクトは、コスト・ ベネフィットを判断の中心において進める必要がある。

何のために必要なのかが曖昧な情報も、DP では「有益」とされており、作成

者としては、コストをかけて作成する以上、きちんとした説明責任を果たして もらいたいと考える。そのためには、今回のプロジェクトに限らないことだが、 利用者と作成者が互いに議論する場を増やし、その意見に IASB はきちんと耳を 傾け、基準に反映するべきである。会計基準の設定において、重視すべきは商 取引を反映した実態である。企業の会計実務が、専ら、一部の外部投資家のニ ーズの充足や特定の思考に基づく会計理論の一貫性のみを追求した純理論に対 応することは困難であることを IASB には理解いただきたい。

CL11

2. 【質問1】一体性目的(Cohesiveness objective)

財政状態計算書、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書は、それぞれ異 なった目的を有している。したがって、各計算書においては、最も伝達すべき 情報が分かりやすく記載されていることが重要である。DPの提案する3つの計 算書の間の一体性(cohesiveness)を厳格に追求することにより、各々の計算 書の有用性が逆に失われてしまうだけでなく、企業の意図する事業活動の実態 と大きくかけ離れた誤解を投資家に与えてしまうなど、利用者側にとって逆に 分かりにくくなってしまうのではないかと危惧する。

また、DP では、単一事業の会社が想定されており、複雑かつ多角的な経営を 行っている企業形態が想定されていないようである。企業グループの中に全く 事業形態の異なるセグメントを有しているケースも少なくない。その場合、主 要財務諸表の一体性とセグメント毎の情報の有用性が両立しない場合もあり、 詳細レベルまで一律に制約を設けることは適切ではない。

3. 【質問5】マネジメント・アプローチ (Management Approach)

マネジメント・アプローチの採用については、賛成である。様々なビジネス 形態が存在するため、各種分析手法によって日々対応している企業の経営状態 を説明する分類と区分を採用するべきである。マネジメント・アプローチの採 用によって失われるとされる比較可能性を補うために、作成者に過度な追加開 示や説明を要求することについては、反対する。また、無理にセクションの区 分を行えば、財務諸表利用者をミスリードさせてしまうと考える。

4.【質問9】営業カテゴリーと投資カテゴリーの定義 (Definition of Operating and Investment Categories)

DP で示されている区分が明確でないことに加え、DP ではセグメント別の区分 を視野に入れているのか、疑問である。

5. 【質問 14】単一包括計算書の表示(Single Statement of Comprehensive Income)

純利益こそが企業自身による持続可能な活動に関する最も重要な業績測定値

であり、資産・負債の評価損益のような利益の性格の異なるものと同一の計算 書類で表示することは適切ではない。したがって、当期純利益と包括利益を明

CL11

6.【質問 16】性質別分解(Disaggregating Income and Expense Items by Nature)

確に区別する2計算書方式も選択肢として認めるべきである。

作成者の観点から、収益及び費用項目を機能別・性質別に分解することが将 来のキャッシュ・フローの予測について役立つとする判断基準を設けることは 難しいのではないか。また、会社毎に事業が異なるため、機能別・性能別に連 結ベースで積み上げても、分析上、意味のある数値にならないだけでなく、経 営上もそのような区分に重要性がなく、実施していない場合はそもそも区分す る意味が乏しい。性質別に分解された情報が必要とされた場合、連結ベースの 売上原価の性質別分解が必要となり、作成者にとって新たな負担となり、コス トに見合うベネフィットが全く得られない。

加えて、性質別分解は、小規模あるいは比較的単一なビジネスを行っている 企業にとっては、有用は情報となる場合があり得るが、大規模な会社、多事業 を営んでいる会社にとっては、その区分の位置付けがセグメント毎に異なるた め、グループ全体で集約し、投資家に開示することに大きな意義を見出せない。 開示は、性質別分解に意味があると考える会社が任意開示する程度に留めるべ きであり、会計基準で定め、強制開示するべきではない。

7. 【質問 19】 キャッシュ・フロー計算書の作成における直接法 (Direct method of presenting cash flows)

キャッシュ・フロー計算書の作成において、直接法を強制することには同意 しない。DPでは、直接法による C/F は一定の有用性があると指摘しているが、 現在、大半の企業が報告している間接法による C/F の方が投資家と経営者の双 方にとって有用な情報を提供している。例えば、金銭の受払いを見るのであれ ば、企業の売上・費用を参照し、間接法の調整項目を加味すれば分析に必要な 程度の数値は得られるはずである。

直接法によるキャッシュ・フロー計算書を求めることは、IT システムの抜本的 な改修のための初期コストに留まらず、正確性を保持するための内部統制・監 査コスト等、毎年の運営コスト負担を招き、企業グループの規模、国際的な分 散、グループ内取引の複雑性などを勘案すると、グローバル企業にかかるコス ト負担は甚大である。また、情報の必要性という観点から見ても、コストがベ ネフィットを大きく上回ると考える。

8. 【質問 23】キャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書との調整表 (Reconciliation of Cash Flows to Comprehensive Income)

直接法によるキャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書に関する調整表の

作成を求めることについては反対する。直接法によるキャッシュ・フロー計算 書と包括利益計算書との調整表で提供される情報は、キャッシュ・フロー計算 書を間接法で行うことによって相当部分がカバーされており、主要な項目につ いては現行の注記で開示を行っている。調整表の作成にかかる膨大な実務負担 に比べて、調整表が新たに提供する情報は少ない。さらに、調整表の情報がど のような有用性があるのか、何を説明しようとしているのかが不明である。従 来の間接法によるキャッシュ・フロー計算書で財務諸表利用者の主要なニーズ は十分満たされている。

9. 長期の資産及び負債の満期日に関する情報(4.11) (Information About the Maturities of its Contractual Long-term Assets and Liabilities)

「長期の資産及び負債の満期日に関する情報」について開示を求めることに 反対する。そもそも、契約上の問題もあり、開示困難なものもある。開示のボ リュームも増え、事務負担も重く、それによって得られるメリットも想像し難 い。

以上